

## 藤女子中学校・高等学校

# いじめ防止基本方針

2014（平成26）年3月30日作成

2015（平成27）年3月30日改訂

2017（平成29）年7月31日改訂

2023（令和5）年4月3日改訂

### 1. いじめ防止に関する本校の考え方

本校は、キリスト教の人間観に基づいて、一人ひとりの生徒を神に愛されたかけがえのない存在、それぞれに果たすべき使命を与えられた存在として大切に育てます。心身ともに子どもから大人に成長していく過程にある生徒たちが、心も精神も身体も健全な成長を遂げることができるよう力を尽くし、特に人間として最も大切な「心を育てること」に力を注いで教育を行います。

いじめは、生徒の内面を将来にわたって深く傷つけるものであり、健全な成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼすだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。いじめは、人として決して行ってはいけない行為であることを認識し、他者の喜び、悲しみ、痛みに共感できる生徒を育てます。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある本校在籍の他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

### 3. いじめに対する基本姿勢

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活がおくれるよう、保護者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合には迅速に対応し、再発防止に努めます。

### 4. 校内支援チーム会議

いじめの防止、早期発見、早期対応を実効的に行うために、管理職、学年主任、担任、生徒指導部長、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー等で構成される「校内支援チーム会議」を開催します。

## 5. いじめの防止について

教師は、生徒の心を育てることを念頭に置いてすべての教育活動を行います。特にLHRでは、日常的なマナーの他に、インターネット上のマナーについても扱います。また、合唱コンクール、体育祭等の行事において、互いに協力し、相互の理解を深め、修養会、待降節等の宗教的行事やボランティア活動を通して、他者に対する思いやりの心を育てます。さらに「いのちの授業」を開催し、ひとりの人間の命の貴さを体験的に伝えます。

また、教師はわかりやすい授業に努め、学習の到達目標に達していない生徒にはきめ細かく指導します。複数の教科にわたって学習目標に到達していない生徒の場合は、教師間の連携を図り、過度の負担にならないよう配慮します。

保護者に向けては、思春期の子どもの接し方、サポートの仕方を学ぶ研修会を開催し、家庭と協力して生徒を見守ります。

## 6. いじめの早期発見

教師はすべての教育活動において、生徒に変化がないか見守り、学年会・学年主任会で情報の共有化を図ります。また、変化があった際は保護者と連絡を取り、いじめの早期発見に努めます。

担任は、年に数回行われる個人面談において、学習指導とともに、生活面での心配事がないか確認します。また、教科担任は必要に応じて教科面談し、生徒の相談に応じます。また、年に2回、校内でいじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めます。

また、生徒がいじめまたはいじめが疑われる行為にあった際、教師や保護者、スクールカウンセラーにすぐに相談するよう指導します。

## 7. いじめの早期解決のための取り組み

いじめの発見、通報、相談を受けた場合は、被害生徒の立場に立って、組織的に迅速に対応します。また、被害生徒を守る強い意志を示すと共に、加害生徒が行為の非を認め、自ら深く反省するよう指導します。

教師がいじめまたはその疑いがある行為を見た場合は、その場ですぐにやめさせます。いじめに関わる相談を受けた際は、生徒の心に寄り添い、次ページのフローチャートのように対応します。いじめの事実が確認された場合は、校内支援チームで迅速に対応し、被害生徒に十分配慮した上で、いじめをやめさせます。さらに、担任、スクールカウンセラーが中心となって、保護者と連携をとりながら、被害生徒の心のケアをします。また、加害生徒には、いじめは決して行ってはいけない行為であることを認識させ、加害生徒の保護者にも協力を求め、人の痛み、苦しみが理解できるよう指導します。

# いじめ相談のフローチャート

